



島根県報

平成25年11月29日（金）

号外 第 165 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 3

告 示

島根県告示第787号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成25年11月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
県 道	吉田頓原線	雲南市吉田町民谷732番4地先から同708番1地先まで	前	メートル 6.70～ 8.70	メートル 40.00	雲南県土整備事務所 災害防除工事 拡幅
			後	9.70～ 14.90	40.00	
"	大田桜江線	邑智郡川本町大字田窪640番4地先から同644番1地先まで	前	4.60～ 7.40	144.80	県央県土整備事務所 道路改良工事 拡幅
			後	4.80～ 14.40	144.80	

島根県告示第788号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成25年11月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	吉田頓原線	雲南市吉田町民谷732番4地先から同708番1地先まで	メートル 40.00	平成25年 11月29日	雲南県土整備 事務所	